

ES GHG ソリューションズ Executive Summary

2026年06号

Key topics

情報開示

SSBJ：SSBJ基準の「準拠か否か」を明確化、
曖昧な表現は排除 P. 5

人的資本

TISFD：気候・自然に続き「人」に関する開示枠組の
初版草案を公表 P. 6～10

01

2050年ネットゼロへの進捗を踏まえ、地球温暖化対策計画のフォローアップ案を提示

環境省 地球温暖化対策計画フォローアップ専門委員会（第11回）

環境省は、地球温暖化対策計画フォローアップ専門委員会（第11回）を開催し、2024年断面では2050年ネットゼロに向けた削減水準に達していないことを確認した。今後の排出削減対策について、既存施策を整理してフォローアップ案を提示し、脱炭素製品の評価・購買に向けた需要創出に取り組む案などが引き続き示された。

02

CCS事業法が全面施行、事業実施が可能に

「二酸化炭素の貯留事業に関する法律」全面施行

2024年5月成立・公布の「CCS事業法」に関して、先行して施行された「探査」「試掘」に続き、今般、「貯留・導管輸送」を施行。これによってCCS事業法が全面施行される形となり、事業化可能な環境が整備されたことに。他方で、CCS事業を実施するうえでは経済性が依然として大きな課題。本格的な事業展開には時間を要する見込み。

03

SSBJ基準の「準拠か否か」を明確化、曖昧な表現は排除

SSBJ、有価証券報告書におけるSSBJ基準への言及について注意喚起

SSBJは、有価証券報告書におけるSSBJ基準への言及について、注意喚起を実施。「準拠している」旨の記載は、SSBJ基準のすべての定めに従って準拠している場合にのみ可能であることを再確認し、SSBJ基準を「踏まえて」「参考にして」といった曖昧な記載は不適切な表現であるとの見解を提示。

04

気候・自然に続き「人」に関する開示枠組の初版草案を公表

TISFD、不平等および人に関連するリスク・機会のフレームワーク草案を公表

不平等および社会関連財務開示タスクフォース（TISFD）は、人権、人的資本、不平等など「人」に関する影響・依存・リスク・機会を、企業や金融機関が開示するためのフレームワーク初版草案を公表。TCFD等を参考に、4本柱の構造を採用。今後、2回のドラフト版の更新を経て、2027年後半にフレームワーク最終化を予定。

05

非化石証書取引の市場動向

日本卸電力取引所（JEPX）非化石証書オークション結果（2025年度第4回）

JEPXの非化石証書オークションについて、2025年度第4回（5月22日開催）分の結果が公表。FIT買入札量は過去推移通りだが、約定価格（加重平均価格）がやや上昇。一部高値での買入札が入った模様だが、依然供給量には余裕あり、最低価格でも購入できる環境。

環境省 地球温暖化対策計画フォローアップ専門委員会（第11回）（5月29日）

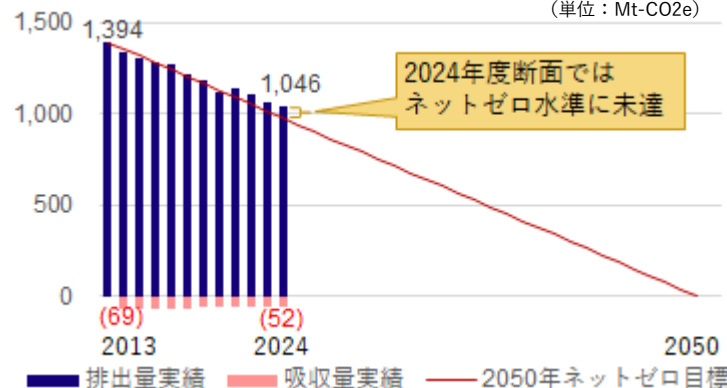
■ 概要

- 本委員会は、中央環境審議会の下に設置された専門委員会として「地球温暖化対策計画」^{（注1）}の進捗管理を担う。
- 第9回（2026年4月）以降、2024年度排出実績と同計画の進捗を踏まえ、対策を講ずべき9つの重点項目について議論。今般、重点項目のフォローアップ（案）を取りまとめ。

■ 主な内容

- 2024年度GHG排出量は、日本のNDCの基準年である2013年度以降で最低値を記録したが、2050年ネットゼロに向けての進捗としては、2024年度断面で目標水準に未達の状況。
- 要因分析等を実施の上で進捗率が低い部門や対策に着目し、排出削減見込み量が多い対策について重点的にフォローアップする案を提示。
- フォローアップ案は9つの重点項目についての施策を大きくりにまとめ、地域・くらしやバリューチェーン（VC）全体の観点で整理。

I ネットゼロ目標に向けた排出・吸収の状況

（単位：Mt-CO₂e）

I 9つの重点項目

- ① LED照明の普及加速化
- ② 建築物の省エネ・省CO₂化
- ③ 家庭での省エネ・省CO₂化
- ④ 次世代自動車の普及・貨物の積載効率向上
- ⑤ 再エネの利用拡大
- ⑥ 生産性向上につながる省エネ・省CO₂設備への投資
- ⑦ サークュラーエコノミーの推進
- ⑧ フロン対策の推進
- ⑨ JCMの推進

重点項目に
対する施策の
方向性の整理

施策の方向性の例（VC全体の観点）

- エンゲージメントの優良事例を集約するとともに、業種単位でのエンゲージメントの共通化を進め、バリューチェーン全体での排出量算定や削減取組を推進
- 脱炭素に資する製品等の定義や評価・表示スキームに関する検討の場を設置、制度的措置を議論した上で、消費者への効果的な訴求方法を検証するモデル事業を実施

■ みずほ総研の視点

- 今回のフォローアップ案により新たに提示された施策は限定的で、脱炭素製品・サービスの評価・購買に向けた需要創出やルール設定に取り組む方向性などが引き続き示された。
- CFP表示の一般化や改善等により脱炭素化につながる商品選択を進める方針も示され、各企業では、サプライチェーン全体での排出管理や製品単位での排出量把握・表示への対応が必要となるだろう。

（注1）地球温暖化対策推進法に基づき策定した基本計画で、温室効果ガス排出削減目標とその達成に向けた分野別施策の方向性を示す。現行版は2025年2月にNDCの提出と合わせて改定。

（出所）環境省公表資料より、みずほ総合研究所作成

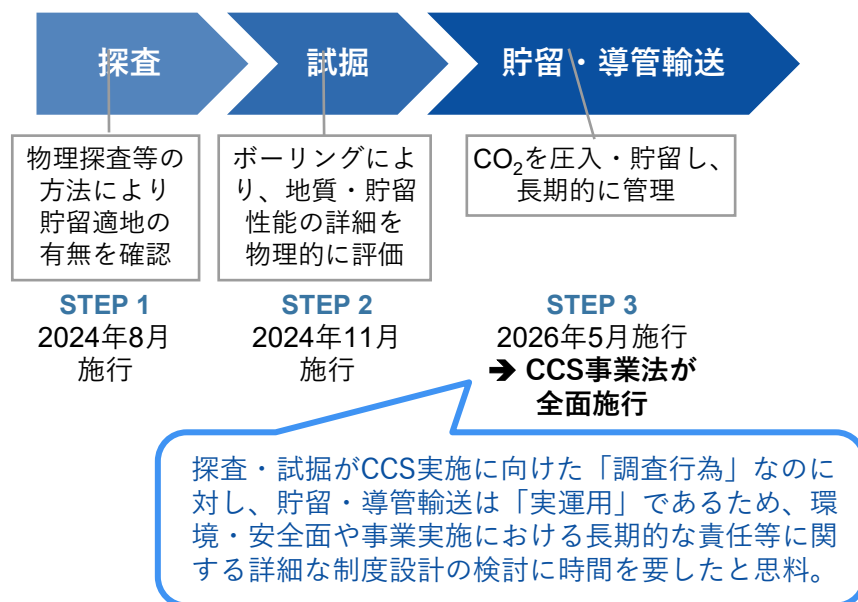
© 2026 Mizuho Bank Ltd. All rights reserved. 2

「二酸化炭素の貯留事業に関する法律」全面施行（5月22日）

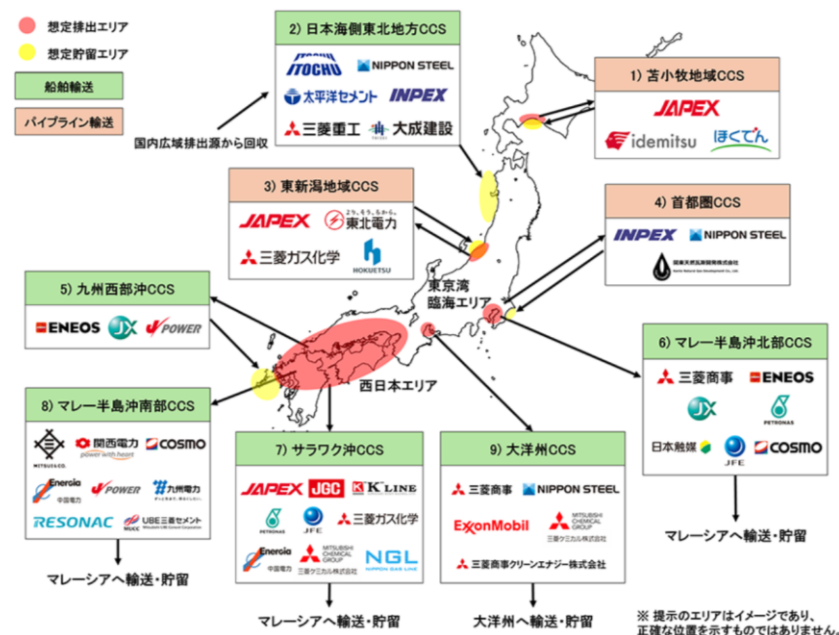
■ 経緯・概要

- 日本は、2030年代初頭にCCS（Carbon dioxide Capture and Storage）事業の開始を目指す中、2024年5月にCCS事業法が成立・公布。
- 本法令では事業化フロー（下図）に沿って、2024年8月に「探査」、同年11月に「試掘」と段階的に施行。
 - 今般「貯留・導管輸送」が新たに施行。これによって本法令が全面施行となり、事業化可能な環境を整備。

CCSの事業化フローとCCS事業法の施行状況



<参考> 先進的CCS事業に選定されている9案件



■ みずほ総研の視点

- 本施行に伴い、CCS事業は制度上実施可能となり、クレジット創出や長期脱炭素電源オークションにおけるCCS付き火力発電の実現可能性が高まった。しかし現実には、日本には9件の先進的CCS事業（上図）があるが、事業を実施する上では経済性が大きな課題として残っている状況であり、本格的な事業展開には、なお時間を要する見込み。
- 現在「CCS事業の支援措置に関するWG」ではCCS事業に対する支援制度が検討されており、今後の投資決定に大きく影響すると考えられる。

（注1）二酸化炭素の貯留事業に関する法律（CCS事業法）は、CO₂の地中貯留事業について、安全の確保及び環境保全を図りつつ、2030年頃の事業開始に向けた環境を整備することを目的とした法律。
（出所）第4回 CCS事業制度検討WG事務局資料およびJOGMEC公表資料より、みずほ総合研究所作成

「二酸化炭素の貯留事業に関する法律」全面施行（5月22日）

参考

- CCS事業法に関連する政省令は以下のとおり。事業実施にあたって必要な具体的な基準等を規定。

「二酸化炭素の貯留事業に関する法律」(CCS事業法)	憲法	政省令名	
	法律	政令	二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行令
	政令・施行令		二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権の登録に関する政令
	省令・施行規則	省令	二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則
	告示		二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権の登録に関する政令施行規則 貯留等工作物等の技術上の基準を定める省令

- CCS事業法の全面施行に伴い、海洋汚染防止法における海底下CCS制度を同法に一元化。
 - ー 従来の海底下CCS制度と比較すると、「環境規制に基づく行為許可」だったものが、「貯留権の付与を伴う事業ライセンス制度」へと転換。CCS＝事業として位置づけを見直し。
 - ー 貯留権が財産的価値を持つ権利として整理されたことで、担保としての活用が可能となり、CCS事業のファイナンス面での実現性が向上。

海底下CCS制度とCCS事業法の差異

	【従来制度】 海底下CCS制度	【新法】 CCS事業法
目的	海洋環境の保全	事業促進＋安全確保
制度形態	行為許可	事業ライセンス（貯留権付与）
許可権者	環境大臣	経済産業大臣＋環境大臣
対象範囲	海域での貯留のみ	探査・試掘・貯留の全工程
審査内容	環境影響が中心	環境影響に加え、技術・安全性・事業性まで拡張
責任の期間	実施時中心	長期（閉鎖後を含む）

SSBJ、有価証券報告書におけるSSBJ基準への言及について注意喚起（5月29日）

経緯

- 有価証券報告書におけるサステナビリティ関連記載事項の開示にあたり、SSBJ基準の適用義務化は2027年3月期（時価総額3兆円以上の企業）に開始予定。（注1）
- 現在は一定数の企業が任意で開示を行う中で、「SSBJ基準準拠」との記載が不適切な事例がたびたび発生。これを受け、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）が、当該言及のあり方に関する考え方を示したもの。

主要内容

- 「準拠している」との記載は、**SSBJ基準のすべての定めに準拠している場合にのみ可能**。
 - <SSBJ基準のすべての定めに準拠>を満たしていない場合は、SSBJ基準準拠と記述することは不可。
 - また、「踏まえて」「参考にして」といった表現も、準拠していると誤解を生じさせる可能性があるため、不適切との見解が示された。
- 将来的にSSBJ基準のすべての定めに準拠する方針の場合には、準拠予定の時期や当期の進捗状況について開示することが可能。
 - ただしこの場合も、当期においてSSBJ基準準拠ではない旨を明示することが適切。

不適切とされる記載の例

- ✓ 「SSBJ基準を踏まえて開示している」
- ✓ 「SSBJ基準を考慮して開示している」
- ✓ 「SSBJ基準を参考にして開示している」

など

なお、SSBJハンドブック『SSBJ基準のすべての定めに準拠していない場合の開示』では、以下も不適切事例として例示。

2. SSBJ基準に準拠しているかのような誤解を生じさせる可能性のある記載事例（不適切であると考えられる記載事例）

当社グループのサステナビリティ関連財務開示のうち X.ガバナンスと XX.リスク管理については、サステナビリティ開示基準（サステナビリティ基準委員会（SSBJ）が開発した基準をいう。以下同じ。）に準拠して作成している。

みずほ総研の視点

- SSBJ基準に準拠しているか否かを明確に記載する必要が生じ、曖昧な表現は実質的に排除されることが、サステナビリティ基準委員会から改めて示された。これにより、準拠前企業の選択肢は、①SSBJ基準に言及しない、②未準拠である旨を明示した上で将来の適用計画を開示する、の二択に実質的に収束した。
- SSBJ基準を参照しての段階的な準備・開示への反映は問題ないものの、不適切な表現による開示は、投資家からの批判や金融庁からの指摘につながるリスクがある。準拠へ向けた途中段階での表現は、SSBJ基準に言及しないか未準拠の旨明示のどちらかの形で割り切り、完全準拠へ向けた準備と、本来投資家が注目する開示内容の充実化に注力されたい。

（注1）時価総額1兆円以上3兆円未満の企業は2028年3月期、5,000億円以上1兆円未満の企業は2029年3月期より、SSBJ基準の適用義務化が開始。

（出所）サステナビリティ基準委員会 公表資料より、みずほ総合研究所作成

TISFD 不平等および人に関連するリスク・機会のフレームワーク草案を公表（5月27日）

■ 背景・概要

- 不平等および社会関連財務開示タスクフォース（Taskforce on Inequality and Social-related Financial Disclosure：TISFD）は、企業・金融機関が人に関する影響・依存・リスク・機会を把握・開示するためのフレームワーク初版草案を公表。
 - ― TISFDは、不平等関連財務開示と社会関連財務開示の検討を統合して発足した枠組であり、「人」全般の課題を対象とする。

■ TISFDの位置づけ

- TISFDは、TCFDの「気候」・TNFDの「自然」に続く、「人」に関する開示枠組として位置づけ。
 - ― TCFD等と同様の4本柱の構造を採用。人に関する影響・依存・リスク・機会を対象とし、**気候・自然・人を統合的に捉えた開示を促す。**

枠組	主な対象	開示の中心概念	構造	TISFDとの関係・実務上の意味
TCFD	気候変動	気候関連のリスク・機会	ガバナンス/戦略/リスク管理/指標・目標	気候関連リスク・機会を財務開示に組み込む先行モデル。TISFDは、TCFDが普及させた4本柱の構造を踏まえ、「人」に関する課題にも同様の開示構造を適用する
TNFD	自然資本・生物多様性	自然関連の依存・影響・リスク・機会	ガバナンス/戦略/リスク・影響管理/指標・目標	自然に関する依存・影響を企業価値やリスク管理に結び付ける枠組。TISFDは、TNFDと同様に「依存・影響・リスク・機会」の考え方を用い、人への影響や依存を開示対象に拡張
TISFD	「人」に関する課題 (人権、労働、ウェルビーイング ^(注1) 、人的・社会的資本、不平等を含む)	人に関する影響・依存・リスク・機会	ガバナンス/戦略/リスク・影響管理/指標・目標	TCFD・TNFDと整合する構造を用いながら、気候・自然・人の相互関係を統合的に捉える枠組み。自社従業員だけでなく、バリューチェーン上の労働者、消費者、地域社会なども対象

■ 主な内容

- 今回は、フレームワーク草案のほか、ガイダンスも併せて公表。
- 初版草案では、概念的基礎と開示提言を中心に整理。指標・目標や実施ガイダンスは今後の改訂版で段階的に拡充される予定。

第2版以降で整理

概念的基礎	開示に関する提言	指標と目標	実施ガイダンス
事業、金融、人々、不平等の間の関係を理解するための主要な用語、定義および概念	TCFD、TNFDおよびISSBの4つの柱に整合した、一連の一般的要求事項および開示	企業および金融機関による開示が推奨される、選定された一連の指標と目標	人々に関連する課題の特定および評価、ならびに開示に関する提言の実施について、企業や金融機関を支援するガイダンス

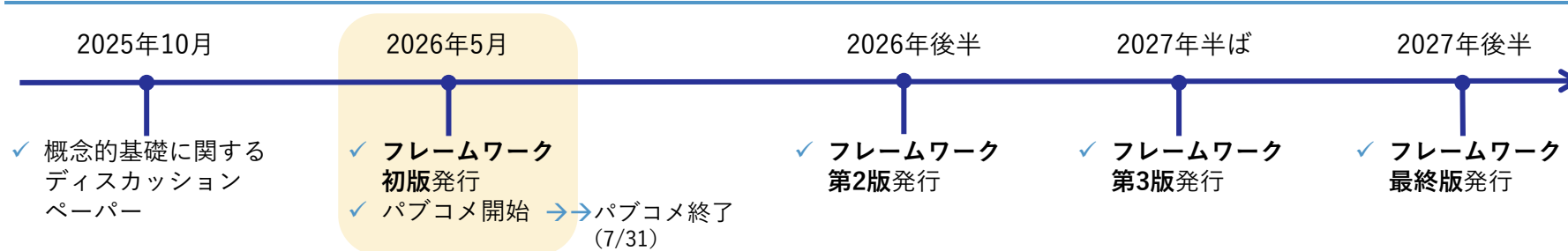
(注1) 人々が健康で、安全で、充実しており、自らの目標を追求し、良好な生活の質を享受できている程度を反映する、人々の生活全般の状態。

TISFD、不平等および人に関連するリスク・機会のフレームワーク草案を公表（5月27日）

■ 今後の予定

- 今回の草案公開でパブコメの募集も開始。（7月末まで受付）
- 今年後半～来年にかけてドラフト版の更新を行い、2027年後半にフレームワーク最終版を公表予定。

TISFDガイダンス最終版発行までのタイムライン



■ みずほ総研の視点

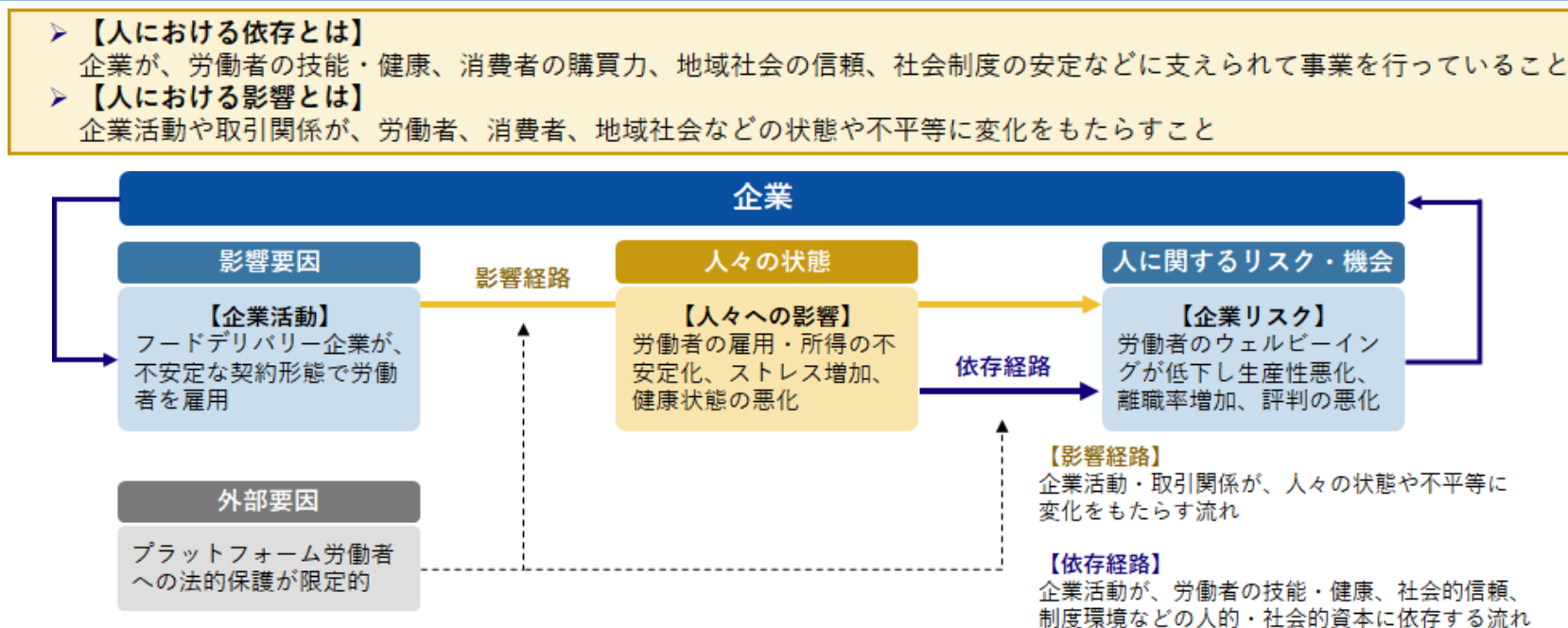
- 国際サステナビリティ基準（ISSB）では人的資本に関するリスク・機会の研究プロジェクトが進行中。TISFDはISSB基準等との相互運用性を重視しており、今後の人的資本・人関連開示の国際的な議論と接続する可能性がある。
- なお、TISFDは現時点では任意の初版草案であり、法定開示等への直接的な組み込みが決まっているものではない。ただし、ISSB基準に加えGRIスタンダード、欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）との相互運用性も重視しており、TCFD・TNFDと同様に4本柱の構造を採用している。将来的に投資家評価、ESG評価、開示基準の議論に影響する可能性がある。

TISFD、不平等および人に関連するリスク・機会のフレームワーク草案を公表（5月27日）

■ 参考①

- TISFDは、企業が人々に与える影響だけでなく、企業が人的・社会的資本に依存している関係も捉え、両者をリスク・機会の起点として整理。
- 下図では、フードデリバリー事業を例に、企業活動や取引関係が人々の状態に影響を与え、それが企業のリスク・機会として現れるまでの流れを示す。

人における依存・影響がリスク・機会に帰結するまでの流れ（フードデリバリーの例）



【影響要因】人への影響を生じさせる企業活動・取引関係の例

自社事業における影響要因		バリューチェーンにおける影響要因		社会における影響要因
採用、昇進、解雇	賃金、報酬、福利厚生	調達、取引関係	資本配分、資本構成	税金の支払い、補助金
労働条件、組織文化	研修、スキル開発	研究開発	販売、価格設定	ロビー活動、政策提言

TISFD、不平等および人に関連するリスク・機会のフレームワーク草案を公表（5月27日）

■ 参考②：組織レベルのリスク・機会と財務的影響の例

- 本スライドでは、人に関連する影響・依存が、企業レベルでどのようなリスク・機会として現れるかを整理。
- TISFDは、組織レベルのリスク・機会をオペレーション、政策、評判、市場の観点から捉え、それぞれがコスト、収益、資本アクセス、ブランド価値等財務的影響につながり得ることを示している。

財務的影響の例	機会	4つの観点	リスク	財務的影響の例
営業費用の削減	労働条件、地域社会との関係、レジリエントなバリューチェーンを強化することから生じる機会。これにより、生産的かつ継続的な事業運営につながる。	<< オペレーション >>	組織の事業活動における損失、混乱、またはパフォーマンス低下に関連するリスク。これには、事業所の閉鎖などの急性リスクと、生産性の低下などの慢性リスクの双方が含まれる。	コスト上乘せ
生産性の向上				復旧費用
キャッシュフローの予測可能性の向上				雇用・採用費用
賠償責任リスクの低減	政策の動向を予測し、それを形づくること、法的な備えを強化すること、規制当局からの信頼を高めることによって生み出される機会。	<< 政策・法律 >>	政策、法律、規制および判例の変化に関連するリスクであり、偶発債務の発生可能性および潜在的な重大性、ならびに法的請求が生じる可能性を高めるもの。	罰金および制裁金
コンプライアンス費用の低減				コンプライアンス関連支出
資本へのアクセス				訴訟費用
ブランド価値の向上	責任ある企業行動に対する高い評価を築くことによって生み出される機会。これにより、顧客ロイヤルティ、人材の獲得力、ステークホルダーの信頼が向上する。	<< 評判 >>	組織の実際の、または認識された負のインパクトに関する見方の変化に関連するリスクであり、顧客ロイヤルティ、従業員の定着、ステークホルダーの信頼を損なうもの。	収益の喪失
採用費用の削減				資本コストの上昇
収益の増加				ブランド価値の低下
資本へのアクセス	市場需要を拡大し、労働力の確保可能性を高め、長期的な資産価値を向上させるような社会状況の変化から生じる機会。	<< 市場 >>	供給、需要、人的資源へのアクセス、および資産価値に影響を及ぼす社会環境の変化から生じるリスク。	収益の減少
熟練労働力へのアクセス				資本コストの上昇
成長可能性の向上				成長可能性の低下

04 気候・自然に続き「人」に関する開示枠組の初版草案を公表

TISFD、不平等および人に関連するリスク・機会のフレームワーク草案を公表（5月27日）

■ 参考③：TISFDが提示する開示提言案の全体像

- TISFDは、TCFD・TNFD等と同様の4本柱の構造を採用し、人々に関する影響・依存、リスク・機会について、ガバナンス、戦略、影響とリスク管理、指標と目標の観点から開示することを想定している。

ガバナンス	戦略	影響とリスク管理	指標と目標 ^(注1)
人々に関する影響・依存、リスク・機会に関する、組織のガバナンスを開示する	人々に関連する影響・依存、リスク・機会と、組織のビジネスモデルおよび戦略との相互作用、ならびに関連する財務的影響を開示する	人々に関連する影響・依存、リスク・機会を特定、評価、優先順位付けし、モニタリングするために組織が用いているプロセスを開示する	人々に関連する影響・依存、リスク・機会を評価し、管理するために用いている指標と目標を開示する
A) 人々に関連する影響・依存、リスク・機会に対する監督について説明する	A) 組織が特定した、人々に関連する影響・依存、リスク・機会について説明する	A) 自社の事業活動、上流および下流のバリューチェーンにおいて、人々に関連する影響・依存、リスク・機会を特定、評価し、優先付けするための組織のプロセスについて説明する	A) 人々に関連する影響・依存および依存関係を評価し、管理するために組織が用いている指標を開示する
B) 人々に関連する影響・依存、リスク・機会をモニタリング、管理、監督するために用いているガバナンス・プロセス、統制および手続における経営陣の役割について説明する	B) 人々に関連する影響・依存、リスク・機会と、組織のビジネスモデルおよび戦略との相互作用、ならびに関連する財務的影響について説明する	B) 人々に関連する影響・依存、リスク・機会をモニタリングするための組織のプロセスについて説明する	B) 人々に関連するリスク・機会を評価し、管理するために組織が用いている指標を開示する
C) 人々に関連する影響・依存、リスク・機会に関するステークホルダー・エンゲージメントへの組織のアプローチ、ならびに影響を受けるステークホルダーの視点をガバナンスおよび経営上の意思決定にどのように組み込んでいるかについて説明する	C) 人々に関連するリスク・機会に対する、組織の戦略およびビジネスモデルのレジリエンスについて説明する	C) 人々に関連するリスクを特定、評価、優先付けし、モニタリングするためのプロセスが、組織全体のリスク管理プロセスにどのように統合され、それにどのように情報を提供しているかについて説明する	C) 人々に関連する影響・依存、リスク・機会を管理するために組織が用いている目標および指標ならびにそれらに対する実績について説明する

(注1) 指標と目標に関する開示提言は、TISFDの今後の取組の一部を構成し、フレームワークの次回以降の改訂版に含まれる予定

■ 日本卸電力取引所（JEPX）非化石証書オークション結果（2025年度第4回）

- FY2025最終回となる第4回が開催。
- FIT非化石証書については、買入札量は過去推移通りだが、約定価格（加重平均価格）がやや上昇。一部高値での買入札が入った模様。
- とはいえ、依然供給量には余裕あり、最低価格でも購入できる環境。次回以降の値動きを観察したい。

（入札量・約定量は百万kWh、約定価格はkWhあたり）

証書の種類	約定日	FY2024	FY2025			
		第4回	第1回	第2回	第3回	第4回
		2025/5/21～23	2025/8/29	2025/11/28	2026/2/27	2026/5/22
FIT	約定量	19,067	20,977	15,216	18,884	17,996
	売入札量	89,128	30,888	47,187	71,787	83,177
	買入札量	19,067	20,977	15,216	18,884	17,996
	約定価格	0.67円	0.40円	0.40円	0.40円	0.44円
	約定最低価格	0.40円	0.40円	0.40円	0.40円	0.40円
非FIT （再エネ指定あり）	約定量（注1）	395	358	623	820	1,049
	売入札量	395	953	1,767	820	1,049
	買入札量	5,814	17,887	8,536	2,721	1,714
	約定価格	1.30円	0.91円	1.30円	1.30円	1.30円
非FIT （再エネ指定なし）	約定量	258	431	592	1,002	2,001
	売入札量	258	624	610	1,002	2,001
	買入札量	6,212	17,819	8,670	3,474	3,711
	約定価格	1.30円	0.72円	1.30円	1.30円	1.30円

（注1）FIT非化石証書の約定価格は、約定量加重平均価格を記載。

備考：FIT非化石証書はマルチプライスオークション方式で下限価格0.4円/kWh、上限価格4.0円/kWh。非FIT非化石証書はシングルプライスオークション方式で下限価格0.6円/kWh、上限価格1.3円/kWh。

（出所）JEPX公表資料より、みずほ総合研究所作成

© 2026 Mizuho Bank Ltd. All rights reserved. 11

気候資金

環境省、グリーンボンドによる改善効果の報告について、実務を踏まえた事例集を公表

- ・ [「グリーンボンドインパクトレポーティング事例集」の公表について](#) (5月29日)

情報開示

金融庁、サステナ情報の保証に際し準拠すべき基準のあり方を検討する部会を設置

- ・ [企業会計審議会 第1回サステナビリティ情報保証部会 議事次第](#) (5月25日)

情報開示

ISSB、引き続き自然関連開示を中心に議論。SASB改訂に関するフィードバックも議論

- ・ [SSBJ : ISSB Update 2026 年 5 月](#) (5月13日)

自然資本

欧州委、欧州森林破壊規制（EUDR）簡素化へ、レビュー報告書と委託法案を公表

- ・ [Commission publishes simplification review of EU Deforestation Regulation](#) (5月4日)

情報開示

欧州委、サステナビリティ報告基準（ESRS）改正案を公表、パブコメ実施

- ・ [Commission seeks feedback on revised sustainability reporting standards](#) (5月6日)

Executive Summary 2026年1月号参照

巻末企画①



「SBTi 2026-2030戦略」について

- SBTiは2026年5月に「SBTi 2026-2030 STRATEGY – Catalyzing Corporate Action」を公表。
- 目標設定の拡大に関する成果とともに、セクター別対応や実行支援に関する課題を整理。その上で、目標設定手法の多様化やデータ活用的高度化を軸に、企業の脱炭素化を加速させる方向性が提示されている。
- これまで企業の野心的目標の設定を推進してきた立場から、**設定した目標を実現させるためのパートナーへと変容することを打ち出しており（右図）、今後SBTiがどこに向かおうとしているのかを示した興味深い一冊。**



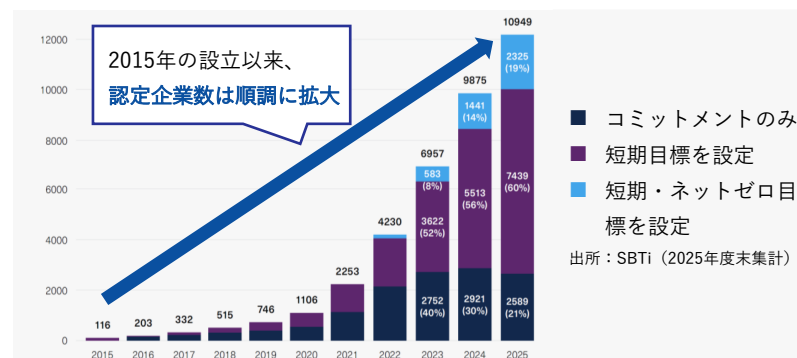
CONTENTS

1. VISION AND MISSION
 2. CONTEXT AND OBJECTIVES
 3. THE BUSINESS CASE FOR CORPORATE CLIMATE ACTION
 4. FROM THEORY OF CHANGE TO STRATEGY
 5. STRATEGIC THEME 1: AMBITION TO ACTION
 6. STRATEGIC THEME 2: MAXIMIZING OUR IMPACT
 7. BEST PRACTICE GOVERNANCE
 8. FUNDING MODEL
 9. KEY ACTIONS AND MILESTONES
 10. SUCCESS CRITERIA
- ANNEX 1—DETAILS OF OUR APPROACH TO PROGRESS



- 本項では当該資料より、SBTiのこれまでの取組と課題を俯瞰した後、SBTiの変革の方向性と、変革に向けた直近2年のマイルストーンについてまとめる。（各項のエッセンスを以下に抽出）

■ SBTiの実績（目標設定・コミットメント企業の推移）



■ SBTiの認識する課題

	課題
1	SBTiの既存のアプローチは、セクター、地理、企業が影響を与えられる範囲の違いを完全には考慮していない
2	企業は実行面でのより強力なサポートを求めている
3	企業の基準認定システムは、断片化している（一貫性に欠け、行動の必要性に関する説得力が欠如）
4	SBTiの考え方は、一部の多排出セクターや地域で十分に参照されていない

■ 変革の方向性

	変革の方向性
1	セクター・地域ごとにより個別化されたアプローチに移行
2	実行へと方向転換し、進捗や課題のシステムレベルでの評価に重点を置く
3	パートナーシップを強化
4	多排出セクターや地域でネットワークを拡大することで、影響力を最大化

目標基準の策定・検証にとどまらない役割への拡張

■ マイルストーン

時期	概要
2026年	- ネットゼロ基準V2^{*1}をリリース（2026年6月にリリース済） - ネットゼロ基準と相互運用可能なセクター別アプローチを策定 - システムレベルの進捗状況进行评估し、企業ベンチマークを行うためのフレームワークを開発・テスト・実装する - 多排出セクター・地域に焦点を当てた成長戦略を策定し実行する。 - セクター別のアプローチを最終決定する。
2027年	- ネットゼロ基準V2で使用する、市場メカニズムおよび高信頼性カーボンプレジットの利用に関するガイダンスを公表する。 - 移行の進捗状況に関する、システムレベルの評価結果を公表する。 - サブスクリプション料金モデルへの移行に関する包括的な評価を実施し、必要に応じて実施計画を策定する。

*1:正式名称は「Corporate Net-Zero Standard Version 2.0」。2026年6月11日公表。

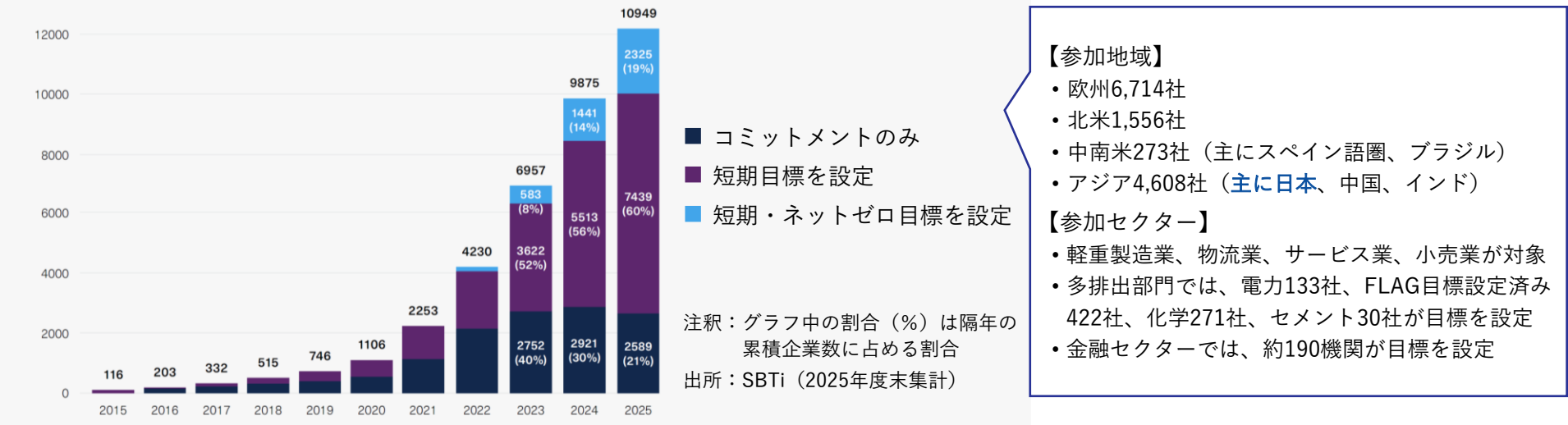
（出所）Sciened Based Targets initiative「SBTi 2026-2030 STRATEGY Catalyzing Corporate Action」より、みずほ総合研究所作成

SBTiの取組の経緯と実績（認定企業数の拡大）

- SBTiは「2050年までのネットゼロかつ公平な経済への移行」をビジョンに掲げ、「ネットゼロの達成と整合する、科学に基づく企業の気候変動対策を加速させ、今世紀末までに気温上昇を1.5°Cに抑える国際的な目標への貢献」をミッションとしている。2026年4月時点で13,000社以上がSBTを設定している。

	概要
ビジョン	2050年までに、世界はネットゼロかつ、公平な経済に移行することを想定している。
ミッション	SBTiは、2050年までにネットゼロの達成と整合する、科学に基づく企業の気候変動対策を加速させ、今世紀末までに気温上昇を1.5°Cに抑える国際的な目標に貢献する。
取組の経緯と進展	- SBTiは、CDP、WRI、WWFの協力および、We Mean Business Coalition※のコミットメントの一部として2015年に設立。 - 気候科学に基づく排出削減目標の採用を促進することにより、世界のビジネス界全体で気候変動に対する野心を高めるための明確なビジョンを打ち出した。 - SBTiは企業の気候変動対策のデファクトスタンダードとなり、2026年4月時点で世界13,000社以上が科学的根拠に基づく目標を設定またはコミットメントを表明。内訳：10,991社が短期目標（うち2,574社がネットゼロ目標）を設定、2,497社がコミットメント表明。

■ SBTiのコミットメントを表明、または目標を設定している企業（目標の種類別、累積）



※ We Mean Businessとは、企業や投資家の温暖化対策を推進している国際機関やシンクタンク、NGO等が構成機関となって運営するプラットフォーム。経済、金融、エネルギー、輸送、構築環境、産業、土地と環境の7領域において取組を実施。Coalitionは、CDP、WBCSDを含むWe Mean Businessを主導する機関。

（出所）Sciented Based Targets initiative「SBTi 2026-2030 STRATEGY Catalyzing Corporate Action」および環境省「We Mean Business について」より、みずほ総合研究所作成

SBTi 戦略に基づく変革の方向性と施策

- SBTiは、実行面でのより強力な支援を求める企業ニーズを踏まえ、従来の目標基準の策定・検証にとどまらない役割への拡張を志向。具体的には、非公開データの収集・ベンチマーク化を通じた企業およびシステム全体の評価など、データプラットフォーム機能への展開が示唆されている。
- その他、多排出セクターへの拡張等に向けたセクター別ガイダンスの策定等が施策として掲げられる。

SBTiが認識する課題	変革の方向性	戦略文書における主な施策 (変革方向性と施策の紐づけはみずほ総合研究所の解釈)
1. SBTiの拡大段階において一般化されたアプローチは、セクター、地理、企業が影響を与える範囲の違いを完全には考慮していない。	企業が影響を与えられることに基づき、セクターや地域ごとに個別化されたアプローチに移行し、他のフレームワークとの相互運用性を確保する。	• 企業の個々の状況を反映した目標設定の選択肢を提供 • 多排出セクターや環境負荷の高いセクター向けの包括的なセクターアプローチを迅速に策定（既存ガイダンス文書を補完発展） • 排出量を追跡する能力や削減を推進するための手段が限られている場合、ブック&クレームなどの市場メカニズムや、より広範なセクターアプローチを活用する選択肢を含める
2. SBTiの目標設定への注力は成功してきたが、企業は実行面でのより強力なサポートを求めている。	目標設定だけにとどまるのではなく、実行支援へと方向転換し、進捗や課題のシステムレベルでの評価により強く重点を置く。	• SBTiが非公開情報を収集し、(1)企業向けには非公開ベンチマークの提供と (2) 公的なシステムレベルでの評価を提供する。 • 企業向けのベンチマークは、同業および地域の企業との比較による、強みや脆弱性の把握や他社の先行領域の特定を通じた、改善アクションに関する示唆等を提供。 • 公的なシステムレベルでの評価は、セクター・地域ごとの進捗とその理由、脱炭素を阻害する障壁の特定、どんな行動や政策が脱炭素を進展させるか等の示唆を提供。
3. 企業の基準認定システムは、断片化している（一貫性に欠け、行動の必要性に関する説得力が欠如）	企業に対する分断、重複、負担を減らすために、パートナーシップを強化する。	• 排出量算定基準や開示基準（GHGプロトコル、IFRS、ISO等）、排出量削減の進捗評価（CDP等）、排出削減に向けたベストプラクティス共有や障壁への対応を促進する組織（WRI等）や政府・政府系機関と連携する。
4. SBTiの目標設定の考え方は、一部の多排出セクターや地域で十分に参照されていない。	多排出量の地域やセクターでネットワークを拡大することで、影響力を最大化する。	(変革の方向性1の施策に加え) • グローバルサウス向けの差別化料金や理事会メンバー等をグローバルサウスから選出

マイルストーン

- 2027年末までにセクター別アプローチの最終決定や、市場メカニズムやカーボנקレジット利用に関するガイダンスの公表が計画されている。

時期	マイルストーン
2026年末まで	- 企業向けネットゼロ基準バージョン2をリリースする。 - アプローチの開発と進捗状況の評価を支援するため、各セクターとの連携活動を実施する。 - 企業向けネットゼロ基準V2と相互運用可能な、セクター別アプローチを策定する。 システムレベルの進捗状況を評価し、企業ベンチマークを行うためのフレームワークを開発・テスト・実装する。
	実施におけるリーダーシップの地位を与えるべきかどうかを評価し、必要に応じて適切なアプローチを策定する。
	算定基準および進捗評価の枠組についてパートナーと緊密に連携する。
	サプライチェーンにおけるエンゲージメントキャンペーンを実施する。
	影響力が大きく排出量の多い企業・セクター・地域に焦点を当てた成長戦略を策定し実行する。
	寄付によるプロジェクトベースの資金提供を確保する。
	セクター別のアプローチを最終決定する。
2027年末まで	Corporate Net-Zero Standard Version 2.0で使用する、市場メカニズムおよび高信頼性カーボנקレジットの利用に関するガイダンスを公表する。
	企業におけるネットゼロ移行の進捗状況に関する、初のシステムレベルの評価結果を公表する。
	評価で特定された対策を適切な関係パートナーに確実に引き継ぎ、必要に応じて支援を行う。
	- アフリカにおける知名度を高め、存在感を確立する。 サブスクリプション料金モデルへの移行に関する評価を完了する（必要に応じた実施計画の策定を含む）。

“第2フェーズ”に入りつつあるSBTiとどう向き合うべきか？ 続きは**ESライブ解説**にて！（6/30（火）13:00～）

巻末企画②



イベント「JP-AU Resilient Energy Futures – Navigating Pathways to Net Zero –」

開催報告

はじめまして＆ご無沙汰しております。みずほ総合研究所からPollination Global Holdingsに出向している今井です。

本稿では、6月2日にオーストラリアのパースにて開催された、JP-AU Resilient Energy Futures – Navigating Pathways to Net Zero –（以下、「本イベント」）の様態をお届けします。本イベントは、みずほ銀行と西豪州日本人会（JAOWA）との共催に加え、Pollinationおよび西オーストラリア州エネルギー・経済多角化省（DEED）の支援のもと、日豪友好協力基本条約50周年にあわせて開催されました。

なお、本イベントはチャタムハウス・ルールの下で実施されており、特に＜みずほ＞およびPollination以外の組織の発言内容は個人および所属を特定しない形で記載しています。また、本稿における意見にわたる部分は、筆者の私見であり所属する団体・組織の公式見解ではないことをあらかじめ申し添えます。



■ イベント概要

本イベントでは、日本企業および豪州企業による脱炭素やエネルギー施策に関する5つのプレゼンテーションと、パネル・ディスカッションが行われた。

■ プレゼンテーション

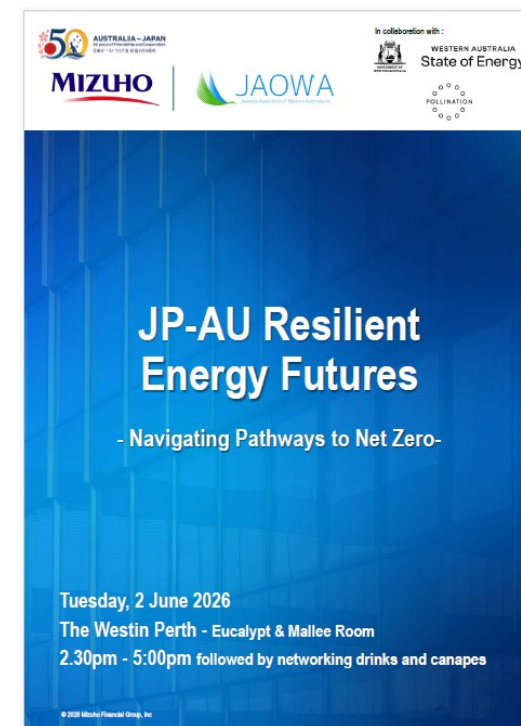
- オーストラリアの排出削減目標とACCU（注1）市場のアップデート（Pollination）
- エネルギー供給とカーボンマネジメント戦略（豪ガス会社）
- 脱炭素に関するエネルギーソリューションビジネス（日系商社）
- データセンター市場の拡張からみるビジネス機会（みずほ銀行産業調査部）
- 移行ファイナンス：CCSへ資金供給する道筋（みずほ銀行Banking APAC, Project Finance Australia）

■ パネルディスカッション

テーマ：「レジリエントな将来のエネルギーに関する連携について」

- モデレーター：みずほ銀行およびPollination
- パネリスト：豪ガス企業、日系製造業企業、日系ガス企業、豪脱炭素関連スタートアップ企業

（注1）ACCU：Australia Carbon Credit Unitの略。オーストラリア政府が発行する、GHGの排出削減および吸収に対する認証単位のこと。



■ プレゼンテーション①

オーストラリアの排出削減目標とACCU市場のアップデート（Pollination）

- Pollinationがオーストラリアの排出規制制度（セーフガードメカニズム：SGM^{（注2）}）およびオーストラリア炭素クレジット市場（ACCU市場）の最新動向と今後の展望について説明した。
- まず、SGMでは施設における直接的な排出削減が優先される一方で、過渡期においてはクレジットが重要な役割を果たしていることを、2024～2025年のデータとともに説明。特に、排出許容量の基準を満たさない施設が60%ある中で、ACCUおよびSMCs^{（注3）}を活用することで遵守率が約98%に達するという状況から、現時点でもクレジットの重要性があること、また、制度が機能していることを示した。また、需給のバランスから価格を予想することは、今後予定されているSGMの制度の見直し、ACCUスキームの見直し等により、複雑かつより不確実になることから、企業にとっては、ACCUが単なる短期的対応の対象から、戦略的に管理すべき資産へと位置づけが変化しているとした。
- 次に、ACCUの需要の傾向が変わる可能性を指摘した。政府は、ACCUの使用に関する透明性向上を進め、2026年から施設が使用したACCUの種類とその量を公表している。これにより、今後、ACCUの種類や品質に対する意識が高まると考えられることから、調達の際には、ACCUの価格のみならず、信頼性やレピュテーションリスクを含めた総合的な判断が求められるとした。一方、ACCUの供給については、新たな方法論の導入遅延などにより、将来の供給に制約が生じる可能性があるとした。
- また、オーストラリアが野心度が高い2035年の排出削減目標を設定したことで、SGMがより厳格になる可能性も示した。例えば、現制度では対象施設からの排出量を年率で4.9%ずつ削減することが求められているが、この削減率の強化や、対象施設の拡大などが考えられるとの見通しを示し、これらはいずれもACCUの需要を高める要因になり得るとした。
- 最後に、今後の市場を形成する主な論点として、①方法論開発、②今後予定されるACCUスキームの改訂、③炭素削減契約（Carbon Abatement Contract）^{（注4）}の柔軟化、④今後予定されるSGM制度の見直しを紹介した。これらの4つの動向により、クレジットの需給バランスが大きく変わる可能性を示した。そして、市場が高度化および複雑化する中で、企業には柔軟かつ戦略的な対応が求められると総括した。

（注2）SGM：Safeguard Mechanismの略。年間排出量が一定以上の施設を対象に、政府が排出許容量を設定するもの。ACCU又はSMC（注3参照）などを用いて排出量を相殺することが可能。

（注3）SMC：Safeguard Mechanism Credit Unitの略。SGMにおいて、大規模な産業施設の排出量が割り当てられた排出許容量を下回った場合に発行されるクレジット。

（注4）クレジット創出者に将来にわたって安定した収益源を保証し、投資を促すことを目的に、政府が事業者が創出したACCUを買い取るための制度。現行制度では固定価格で決められた数量を納入するものだが、2026年7月1日から一定条件で納入義務から離脱できる仕組みとなる。



（出所）みずほ銀行

■ プレゼンテーション②

エネルギー供給とカーボンマネジメント戦略（豪ガス会社）

- 豪ガス会社が、自社のエネルギー供給とカーボン・マネジメント戦略について説明した。
- まず、従来は「エネルギー供給を増やすと脱炭素を妨げる」という対立構造で捉えていたが、近年は「エネルギー供給とカーボン・マネジメントは両立可能」であり、同時に進めることが重要と考えられていることを強調した。
- 具体的には、エネルギー消費の増加が続くアジア太平洋においては、今後エネルギー需要の大幅減は想定しにくいため、脱炭素に向けて複数の排出削減手段を組み合わせる必要があるとした。同社では、CCS、水素、アンモニア等の新規事業への投資を進めており、化石燃料由来の既存事業と新規事業を組み合わせたポートフォリオを検討する戦略により、段階的な脱炭素化を進めると説明した。
- また、今後の主要な政策および企業行動の焦点は、電化の推進、メタン排出管理技術の確立、炭素隔離・貯留拡大の3分野にあるとした。電化では、使用する電力を非炭素電源から供給することが重要であること、メタン排出管理ではメタン排出を検知・確認する技術により排出量の検証や漏洩箇所への対応ができること、また、炭素隔離・貯留では自然由来とCCS等の技術由来ともに成長余地があることを説明した。最後に、今後のエネルギー市場においては、需要の増加と脱炭素圧力の双方に対応する必要があることを強調し、企業には柔軟かつ多角的なエネルギー戦略が求められるとの見方を示した。

■ プレゼンテーション③

脱炭素に関するエネルギーソリューションビジネス（日系商社）

- 日系商社が事業概要およびエネルギー転換に向けた取組について説明。
- まず、同社は発電・インフラ分野における長年の実績を基盤に、エネルギー供給と脱炭素化の両立を支えるソリューションの提供を進めている点を示した。
- また、脱炭素化に向けた取組として、水素、アンモニア、CCS等の技術を組み合わせたソリューションの開発・導入を進めていることを説明。これらの技術は自社利用に限らず、地域企業との連携を前提にオープンなインフラとして活用する方針を示した。これらの技術を組み合わせることで、エネルギー供給を維持しながら段階的に脱炭素化を進めることが可能だとし、移行期における柔軟な対応力が、エネルギー安定供給の確保において重要だと説明した。
- 最後に、今後のエネルギー転換においては、技術開発に加え、事業者間の連携や政策支援が不可欠であり、こうした協働を通じて長期的な解決策を構築する必要性を強調した。

■ プレゼンテーション④

データセンター市場の拡張からみるビジネス機会（みずほ銀行 産業調査部）

- 当行の産業調査部が、データセンター市場の拡大を踏まえたエネルギーおよび炭素管理の課題とビジネス機会について説明した。
- まず、AIの進展を背景にデータセンターの電力需要が急増する中、低炭素かつ安定的な電力供給の確保が最大の課題であることを示した。加えて、電力需要の増加と需給変動への対応に向け、インフラ整備や需給管理の高度化が重要となる点を指摘した。ここでは、再生可能エネルギーの活用が進む一方で、100%クリーン電源の調達は依然困難であり、当面は天然ガスを含む低炭素電源の活用や、水素・CCS等のソリューションが重要な役割を果たすとした。
- こうした動向を踏まえ、データセンター市場の拡大は、エネルギー供給、需給調整、低炭素技術、施設関連分野における新たな事業機会を創出することが示された。
- さらに、西オーストラリア州はエネルギー資源や通信インフラを背景に、新たなデータセンター集積地となる潜在性を有する点を指摘した。

■ プレゼンテーション⑤

移行ファイナンス：CCSへ資金供給する道筋（みずほ銀行 Banking APAC, Project Finance Australia）

- シドニーに拠点を置くProject Finance Australiaが、CCSプロジェクトに対するファイナンスについて説明した。
- まず、CCSプロジェクトのファイナンスにおいては、プロジェクト自体のキャッシュフローに依拠するプロジェクトファイナンスの特性上、長期的かつ安定的な収益確保が重要である点を示した。ここでは、特に長期契約の確保が資金調達の前提条件となることを強調した。
- また、主要リスクとして、①収益リスク、②貯留層および漏出リスク、③技術リスクの3点を挙げた。ここでは、これらのリスクを適切に分散・管理することが、プロジェクトの成立に不可欠であるとの示唆を示した。加えて、CCS事業モデルとしては、排出源における回収と輸送・貯留を分離するモデルが一般的であり、輸送・貯留事業者が安定した料金収入を得る構造が主流である点を説明した。
- また、事例として、米国における大規模CCSプロジェクトを紹介。政府支援に依存しない形で商業契約によりリスクを管理しつつ資金調達を実現している点を示した。ここでは、将来的なCCSファイナンスにおいては、英国型の政府主導モデルに加え、こうした商業ベースのモデルが重要となる可能性が示唆された。

■ パネル・ディスカッション「レジリエントな将来のエネルギーに関する連携について」

- エネルギー移行における主要な論点として、エネルギー安全保障、脱炭素化、および日豪間の協力のあり方について議論が行われた。ここでは、地政学的リスクの高まりを背景に、安定的なエネルギー供給を維持しつつ脱炭素化を進める必要性が指摘された。
- また、オーストラリアと日本の関係については、従来の資源供給と技術・資本の補完関係に加え、CCSやクリーンエネルギー分野における新たな協力の可能性が議論された。特に、オーストラリアのCO2貯留ポテンシャルを活用した越境CCSの重要性が示唆され、両国の協力が地域全体の脱炭素化に寄与する可能性が指摘された。一方で、こうした協力を進める上では、炭素価格の地域差や制度整備、国際的な規制枠組といった課題が存在することも共有された。
- 最後に、今後のエネルギー移行においては、カーボン市場の制度設計や真価が重要な役割を果たすこと、また日豪間の協力関係が構造的な強みになり得ることが強調され、今後の連携深化への期待が示された。



■ おわりに

- 本イベントでは、在パースの日豪企業28社から計60名以上が参加し、大盛況に終わった。主にSGM規制の対象施設を有する企業、ACCUsのプロジェクトへ投資する企業、高排出企業などが参加、脱炭素やエネルギー戦略への高い興味がうかがえた。本編終了後のネットワーキングイベントでは、示唆に富んだプレゼンテーションやパネル・ディスカッションについて、多くの参加者から高い評価を聞くことができた。一部の参加者からは、ACCU価格は実質的に豪州の排出コストを表しているため脱炭素技術の販売の際に参考になり、豪国外の拠点からもACCU価格への注目が高いことが聞かれた。また、SGMのレビューやACCUスキームの改訂などにより現時点ではACCUsの将来価格に高い不確実性があり、ACCUs調達の方針が定まりづらい中で、有用なセミナーだったという声を聞くことができた。
- 気候変動による将来の不確実性が高い中で企業の戦略検討やレジリエンスの有無の確認には、シナリオ分析が用いられてきた。企業は今、4°Cか1.5°Cかのマクロな不確実性に晒されながらも、時間の経過とともに、クレジット価格動向など実務に落とし込まれた不確実性に関する課題に直面しているといえる。本セミナーでは、炭素クレジットの購入や投資、事業ポートフォリオの組み換え、CCSへのファイナンスなどに焦点を当てたが、これらへの注目の高さから、シナリオで想定してきた脱炭素の取組や影響が、企業のP/LやB/Sに現実のものとして反映されてきていると改めて認識した。特に豪国では炭素クレジット規制が先行していることから、在豪企業はいつ、どのクレジットをどのような方法で調達するか、コストと品質のバランスはどのようにするかをまさに今解決しようとしている。
- 日本では、GX-ETSが今年から本格稼働する。日本企業が今後直面するであろう課題の解決のためのヒントをオーストラリアで引き続き探していきたいと思う。



■ 「ESライブ解説」のご案内



6月30日（火）

13時00分～14時20分

Zoom ウェビナー（画面共有あり）

※ 開催曜日が通常と異なります、ご注意ください

ES執筆メンバーが、今月号の各記事のポイントを解説！

- 編集長 森を中心に、執筆担当との対話形式で行います。
《前半》13時00分～14時00分 解説セッション
《後半》14時05分～14時20分 質疑応答
- 記事に関するご質問を承ります。ZoomのQ&A機能をお使いください。
- アクセス方法等、詳細は事務局からのメール（6月5日送信）をご参照ください。

■ イベント・講演

（特になし）

■ みずほ総研コラム

サステナビリティCxOアジェンダ FY26Q1

サステナビリティコンサルティング部 部長 甘利 朋矢
副部長 田原 靖彦
次長 柴田 昌彦

<https://www.mizuohobank.co.jp/corporate/mhri/consulting/articles-2026-k0011/index.html>

■ みずほ総研コラム

今、見直すべき省エネの価値

サステナビリティコンサルティング部 部長 甘利 朋矢

<https://www.mizuohobank.co.jp/corporate/mhri/consulting/articles-2026-k0013/index.html>

■ みずほ総研コラム

EU CBAMを理解する

【前編】制度の仕組みと今後の注目点

【後編】実績値算定に向けた実務対応

サステナビリティコンサルティング部 シニアコンサルタント 田村 崇明
シニアコンサルタント 金池 綾夏

<https://www.mizuohobank.co.jp/corporate/mhri/consulting/articles-2026-k0015/index.html><https://www.mizuohobank.co.jp/corporate/mhri/consulting/articles-2026-k0016/index.html>

■ みずほ総研コラム

2026年から本格稼働する排出量取引制度（GX-ETS）とは？

マネジャー 滝見 真穂

<https://www.mizuohobank.co.jp/corporate/mhri/consulting/articles-2026-k0008/index.html>

■ みずほ総研コラム

GX推進法で始まる新たな炭素課金制度とは？

コンサルタント 森川 愛子

<https://www.mizuohobank.co.jp/corporate/mhri/consulting/articles-2026-k0009/index.html>

■ みずほ総研コラム

GHGプロトコル スコープ2改訂最新動向 ～再エネ調達ルールの大変革～

シニアコンサルタント 吉國 利啓

シニアコンサルタント 山下 久子

<https://www.mizuohobank.co.jp/corporate/mhri/consulting/articles-2025-k0073/index.html>

■ 取材協力

日経BP社 メガソーラービジネスplus 特集

「GHGプロトコル改定」で、日本の再エネビジネスが変わる

マネジャー 角 潤幸

<https://project.nikkeibp.co.jp/ms/atcl/19/feature/00007/00173/?ST=msb&P=1>

© 2026 株式会社みずほ銀行

本ESは情報提供のみを目的として作成されたものであり、特定の取引の勧誘を目的としたものではありません。また、本ESはみずほ銀行との取引を前提とするものではありません。

本ESは当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。また本ESに記載された内容は予告なしに変更されることもあります。

本ESの著作権はみずほ銀行に帰属します。利用者は登録部署の所在事業所の内部利用に限り本資料を利用できます。

ともに挑む。ともに実る。

MIZUHO

